

告 示

埼玉県告示第四百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年三月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アリオ鷺宮

埼玉県久喜市久本寺字新田二百十三番四外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

荷捌き作業実施時間の変更により、埼玉県生活環境保全条例に基づく騒音の規制基準となる時間帯が変わります。規制基準をご確認のうえ、遵守をお願いします。

また、今回の変更により周辺住民から騒音に関する問題が生じた際には、必要な対策を講じるようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十六年三月二十四日から平成二十六年四月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター